

一般乗用旅客自動車運送事業者が運賃及び料金の額を事業用自動車内において 事業用自動車を利用する旅客に表示する方法を定める告示案について

1. 背景

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第4条第4項においては、一般乗用旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金が対時間制による場合を除き、運賃及び料金の額を事業用自動車内において旅客に見やすいように表示しなければならないこととされており、表示方法としては計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第1号に定めるタクシメーター（以下「ハードメーター」という。）を用いている。

ハードメーターにおいては、計量法（平成4年法律第51号）第16条第3項及び第75条第3項並びに計量法施行令第21条に基づき装置検査を毎年受けなければならないが、当該検査のために事業用自動車の稼働を一時停止する必要があるため、一般乗用旅客自動車運送事業者にとって負担となっている。

また、ハードメーターは、ダイナミックプライシング等の柔軟な運賃を算出するためのメーター側での設定が困難であるため、画一的な運賃設定を余儀なくされている。

柔軟な運賃を設定する表示方法としては、位置情報を取得し、その推移から推定された走行距離をもとに運賃を算出するソフトウェア（以下「ソフトメーター」という。）を用いた表示方法が想定されているところ、ソフトメーターについてはその要件等が定められていない。

上記を踏まえ、国土交通省では「国土交通省ソフトメーター検討会」を立ち上げ、ソフトメーターの実装に向けてその要件や認定制度について検討を行ってきたところである。

検討会での議論を踏まえ、今般、事業用自動車内において旅客に運賃及び料金の額について表示する方法を定める告示（以下、「告示」という。）について新規に制定するほか、告示で定める基準に適合することを認定するために必要な要件、申請及び認定事務に関する事項を定める認定要領を新規に制定する必要がある。

2. 概要

○一般乗用旅客自動車運送事業者が運賃及び料金の額を事業用自動車内において事業用自動車を利用する旅客に表示する方法を定める告示関係

- (1) 旅客自動車運送事業運輸規則第4条第4項に基づく運賃及び料金の額の表示方法は、ハードメーター又はソフトメーターによるものとする。
- (2) ソフトメーターの機能の要件として以下を規定する。

- (i) 位置情報を取得し、その推移から走行距離を推定するとともに、運賃を算出する機能を有すること。
 - (ii) 必要な位置情報を取得できない場合には走行信号を用いて位置情報を補正する機能及び当該補正結果をタイヤの外径の変化に応じて補正する機能を有すること。
 - (iii) 「実車」・「割増」・「支払」等の動作位置、現在位置における運賃・料金及び割増率の数値等を表示すること。
 - (iv) 乗車地点及び降車地点の位置情報、走行経路又は位置情報の推移、走行距離、切替速度未満の時間、走行時間、運賃及び料金の額（時間距離併用機能を有しない場合には切替速度未満の時間及び運送に要した時間を除く。）について電磁的方法により記録し、1年間保存する機能を有すること。
 - (v) ソフトメーターを搭載する機器の仕様や開発事業者の名称、ソフトメーターのプログラムの最終更新年月日等の情報を旅客が確認できる機能を有すること。
 - (vi) 不正使用を防止するため、第三者が不正に操作することを防止する措置や不正な接続を防止する措置等を講じることができる機能を有すること。
 - (vii) 一律でのアップデート等により常に最新のバージョンで使用されることが担保される機能を有していること。
- (3) ソフトメーターの性能の要件として以下を規定する。
- (i) 位置情報の推移により推定された走行距離の値の真値との差が、真値に対して $-4\% \sim 0\%$ の範囲内であること。
 - (ii) 時間距離併用機能を有する場合にあっては、測定された時間及び速度の値の真値との差が、真値に対してそれぞれ、 $\pm 0.1\%$ 、 $\pm 1\%$ の範囲内であること。
 - (iii) 円滑な動作が継続されること。
- (4) タクシー事業者におけるソフトメーターの運用上の遵守事項として以下を規定する。
- (i) 故障等の異常がある恐れがある場合には使用を中止すること。
 - (ii) 運送約款にソフトメーターを使用する旨を明記すること。
 - (iii) 地方運輸局長に事前にソフトメーターの製品名、開発事業者名及び実装する事業用自動車の台数を届け出ること。
 - (iv) (iv) の内容に変更があった場合にはその旨を届け出ること。
 - (v) 地方運輸局長は (iii) 、 (iv) の届出の内容を公開することができる。
- (5) (4) (iii) の届出について様式を規定する。

○特定運賃收受ソフトウェア認定要領関係

告示で定める基準に適合することを認定するために必要な要件、申請及び認定事務に関する事項について定める。詳細は別紙のとおり。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和6年12月下旬

施 行：公布の日